

北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例

〔平成29年2月17日〕
条例第1号

改正 令和5年2月27日 条例第2号
令和7年2月14日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 北播磨総合医療センター企業団企業長（以下「企業長」という。）は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 企業長は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を現に在職する職員のうちから確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を現に在職する職員のうちから確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(任期の更新)

第3条 企業長は、前条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）又は前条第2項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）の任期が5年に満たない場合であって、採用した日から5年を超えない範囲において、任期を更新する場合は、あらかじめ当該特定任期付職員又は一般任期付職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第4条 特定任期付職員には、企業管理規程で定める給料表を適用する。

2 企業長は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて特定任期付職員が従事する業務に応じて企業管理規程で定める基準に従い決定する。

3 前項の規定による号給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

(特定任期付職員についての適用除外)

第5条 北播磨総合医療センター企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成25年北播磨総合医療センター企業団条例第8号。）第3条から第6条まで、第8条、第10条から第13条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月27日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる

規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中北播磨総合医療センター企業団の一般職の職員の退職手当に関する条例附則第6項の改正規定並びに附則第21項の規定 公布の日

(2) 第2条中北播磨総合医療センター企業団の一般職の職員の退職手当に関する条例第20条第4項の改正規定 令和4年7月1日

(3) 第2条中北播磨総合医療センター企業団の一般職の職員の退職手当に関する条例第20条第11項の改正規定 令和4年10月1日

附 則（令和7年2月14日条例第1号抄）

（施行期日等）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。